

東大阪市公告第 75 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 9 項及び東大阪市民美術センター条例（平成 9 年東大阪市条例第 30 号）第 7 条第 3 項の規定により同条第 2 項に規定する東大阪市民美術センターの特別の展示の観覧に係る料金を承認したので、同条第 4 項の規定により公告する。

令和 8 年 5 月 27 日

東大阪市長 野 田 義 和

1. 特別の展示の観覧に係る料金 1, 000 円